年　　月　　日

**寡婦（夫）控除のみなし適用について**

　下記枠線内の１～３のいずれかに該当する方については、やむを得ない事由による措置を行った場合の利用者負担額の算定において、地方税法及び所得税法上の寡婦（夫）控除等が適用されるものとみなします（寡婦（夫）控除等のみなし適用）。

寡婦（夫）控除等のみなし適用の対象となる方は、下記枠線内について記載及び同意いただいたうえ、添付資料を添えて提出してください。

所得の額の計算の対象となる年（前年（算定日が１月から５月までの間にある場合は、前々年））の12月31日現在、次のいずれかに該当している場合は、該当番号を○で囲んでください。

１　婚姻によらないで母となり、現在婚姻をしていないもののうち、扶養親族又は生計を一にする子を有するもの

２　１に該当し、扶養親族である子を有し、かつ、合計所得金額が500万円以下であるもの

３　婚姻によらないで父となり、現在婚姻をしていないもののうち、生計を一にする子がおり、合計所得金額が500万円以下であるもの

※　上記の「現在婚姻をしていないもの」の「婚姻」には、届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある場合を含みます。

※　上記の「子」は、総所得金額等が38万円以下であり、他の人の控除対象配偶者や扶養親族となっていない子に限ります。

私は、寡婦（夫）控除等のみなし適用に関して、橋本市が寡婦（夫）控除等のみなし適用の対象者及び対象となる子の所得の額、世帯の状況及び戸籍の内容を調査し、取得した情報を要件の確認のために必要な範囲内で利用することに同意します。

　　年　　月　　日　　氏名　　　　　　　　　　　　　　㊞　（自署又は記名押印）

【添付資料】

・寡婦（夫）控除等のみなし適用の対象となる者本人の戸籍全部事項証明書

・上記の「子」の所得証明書（総所得金額等が分かるもの）

※　寡婦（夫）控除等のみなし適用の要件の確認に必要な書類として、上記以外の書類の提出を求めることがあります。

【注意事項（必ずお読みください。）】

・字は、楷書（かいしょ）ではっきり書いてください。

・生活保護受給者、市町村民税非課税者は対象外です。また、みなし適用を実施しても、結果として費用徴収額が変わらない場合があります。

・記載内容に虚偽があった場合、寡婦（夫）控除等のみなし適用を取り消され、費用徴収を求められる場合があります。